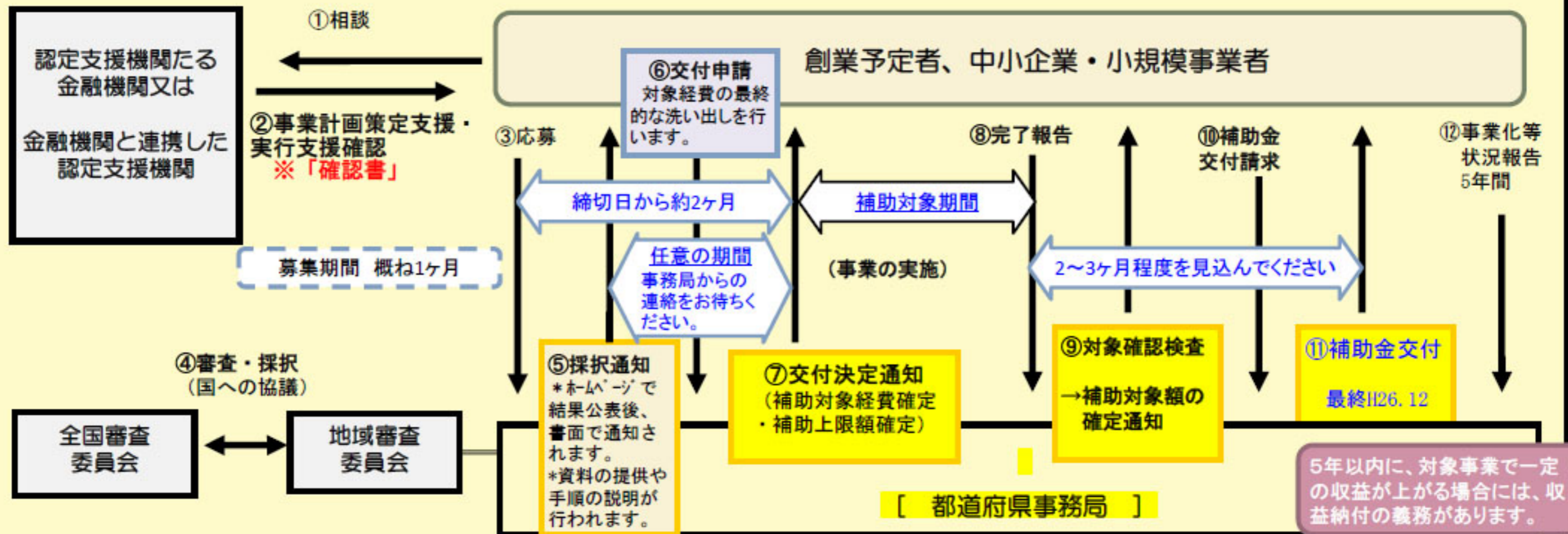


地域需要創造型等起業・創業促進事業利用の流れ

本制度では、申請後、「採択通知」→「交付決定」を経て、補助対象期間に入ります。

「交付決定」以前に契約されたもの、支払われたものは、原則として対象経費となりませんので、事業計画を検討の際には十分ご注意ください



○ 本事業の補助金交付は、完了報告の後、確定検査を受けていただき、対象とした経費の支払いに係る関係書類や対象とした機器等の確認を行ったのちに、最終的な補助額の確定が行われ(⑨)、交付する流れとなります(⑪)。補助金が交付実行されるまでに係る時間は、検査対象により異なりますので、検査を行う事務局からの指示には、十分ご注意ください。

○ 上図の②のとおり「認定支援機関たる金融機関又は金融機関と連携した認定支援機関」による「事業計画策定支援及び実行支援確認」が必要となります。

※「確認書」を整えるためには、認定支援機関への相談(事業計画内容の確認・ブラッシュアップ)に加え、金融機関への相談(当該計画に対する支援に係る「覚書」締結が必要)を行う必要があります。必要な押印が得られるまでに時間を要します。
十分な余裕をもって相談し、計画を十分に検討して申請してください。